

○伊豆市建設工事等入札参加者指名委員会設置要綱

平成18年12月20日告示第111号

改正

平成19年3月20日告示第32号
平成20年4月1日告示第35号
平成21年3月31日告示第43号
平成22年4月13日告示第57号
平成23年3月31日告示第48号
平成27年3月30日告示第40号
平成28年3月31日告示第63号
平成29年3月31日告示第65号
平成29年4月25日告示第109号
平成29年6月23日告示第146号
平成31年4月1日告示第69号
令和3年4月1日告示第52号
令和4年3月17日告示第28号
令和7年3月31日告示第69号の4

伊豆市建設工事等入札参加者指名委員会設置要綱

(設置)

第1条 建設工事等の競争入札に参加させようとする者（企画、提案等の方法による随意契約において見積書等を徴しようとする者を含む。以下「入札参加者」という。）の選定の公平を確保するため、伊豆市建設工事等入札参加者指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会構成)

第2条 委員会の構成は、次のとおり定める。

- (1) 委員長 伊郷副市長
- (2) 副委員長 安藤副市長
- (3) 委員 総務部長、総合政策部長、市民部長、健康福祉部長、産業部長、建設部長、建設部理事、教育部長及び危機管理監

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集するものとし、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の執行に係る建設工事等を指名競争入札又は随意契約に付するときの入札参加者の選定に関する事。ただし、公募して実施する場合は、この限りではない。
- (2) 市の入札制度に関する事。

(表決)

第5条 委員会の議事は、出席者の3分の2以上の賛成で決する。

(報告)

第6条 委員長は、会議の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(会議の非公開)

第7条 委員会は、第1条の目的を達成するため公正にその任務を行い、会議は公開しないものとする。

(代理)

第8条 委員長が不在の場合は、副委員長が代理する。

(運営)

第9条 委員会は、毎月2回を限度とし、開催するものとする。ただし、特に急を要する場合は、その都度開催する。

(会議の特例)

第10条 入札参加者の選定に当たり、特に急を要すると委員長が認めるときは、当該建設工事等を担当する部の部長（以下「担当部長」という。）の意見を聴取して委員長が決定することができる。

2 前項の場合は、次回の委員会で報告する。

(参考意見)

第11条 入札参加者の選定に当たっては、担当部長が委員会において、選定業者案及び当該工事等の内容等について、説明しなければならない。ただし、担当部長が不在の場合は、委員長がその担当部長の代理を指名することができる。

2 入札参加者の選定については、当該建設工事等の入札に参加することができる資格を有する者のうちで地域的条件、工事等の手持量、工事等の経歴、工事等の成績、技術者数、経営内容等を勘案して行うものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が決定する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日告示第32号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第35号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第43号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月13日告示第57号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第48号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第40号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第63号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第65号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月25日告示第109号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年6月23日告示第146号）

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第69号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第52号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月17日告示第28号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月31日告示第69号の４）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。